

尾道市立大学における研究費補助金の使用に関する行動規範

平成28年1月27日

本行動規範は、尾道市立大学において研究費補助金（以下、「研究費」という。）を使用する上での構成員としての行動規範を定めるものとする。なお、構成員とは研究費を運営・管理する全ての研究者及び事務職員を言う。また、「研究費補助金」とは公立大学法人尾道市立大学研究費補助金取扱規程（平成24年第70号）第2条第1項の定めるところとする。

- 1 研究者は、研究費を使用するにあたり、関係法令並びに当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。
- 2 研究費の使用方法は、公正で社会に対し説明できるものでなければならない。
- 3 研究者は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動しなければならない。
- 4 構成員は、研究計画や申請に基づき研究費を適正に使用し、目的外の利用や不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 構成員は、関係部署等と協力し研究費における不正防止に努めるとともに適正な執行管理を行わなければならない。
- 6 事務職員は研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動しなければならない。

付 則

この行動規範は、平成28年2月1日から施行する。